会長 | 担当理事 | 会計

（健Ⅱ157F）
令和３年６月17日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事　殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜　萢　　敏

「医療従事者等向けに配分されたワクチンの有効活用について」に関する
質疑応答集（Q&A）について

医療機関に残存したワクチンの有効活用については、令和３年５月27日付（健Ⅱ110F）をもって、ワクチンの用途制限の更なる緩和および適切な保管についてお知らせいたしました。

今般、厚生労働省より、当事務連絡に関する質疑応答集を作成した旨、各都道府県衛生主管部（局）宛て別添の事務連絡がありましたのでご連絡申し上げます。

自施設において保管するワクチンについて、医療従事者等への接種が具体的に予定されていない場合には、自治体と相談の上、当該医療機関の患者等に対して接種することは差し支えないとしています。（下記参考と同様の取り扱い）

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会および関係医療機関に対する情報提供についてご高配のほどお願い申し上げます。

（参　考）
令和３年５月27日付「新型コロナワクチンの余剰が発生した場合の取り扱いについて」（健Ⅱ106F）

加入潮医師会 収受 3.6.18 371 号

事　務　連　絡
令和３年６月 15 日

各都道府県　衛生主管部（局）　御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

「医療従事者等向けに配分されたワクチンの有効活用について（訂正）」
に関する質疑応答集（Q&A）について

医療機関に残存したワクチンの有効活用については、「医療従事者等向けに配分されたワクチンの有効活用について（訂正）」（令和３年５月 28 日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡。以下「事務連絡」という。）においてお知らせしたところです。

今般、当事務連絡に関する質疑応答集を別添のとおり作成いたしましたので、管内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び接種を予定する医療機関並びに関係団体にご連絡いただくようお願いいたします。

（別添）

「医療従事者等向けに配分されたワクチンの有効活用について（訂正）」
に関する質疑応答集（Q&A）

Q　自施設において保管するワクチンについて、医療従事者等への接種が具体的に予定されていない場合に、当該医療機関の患者や当該医療機関の従業員・患者の家族等、優先順位に該当する者以外の者に接種してもよいか。

A

事務連絡においては、自施設において医療従事者等への接種が具体的に予定されていない場合は、高齢者を含む一般住民向け接種への使用、他施設への融通等により、迅速にワクチンを使用するようお願いしているところですが、このように医療機関に残存するワクチンについては、自治体と相談の上、ワクチンの余剰が発生した場合の取扱いと同様に、当該医療機関の患者等に対して接種することは差し支えありません。特に、有効期間による期限切れを防ぐ必要がある場合には、積極的な対応をお願いします。

※（参考）「新型コロナワクチンの余剰が発生した場合の取り扱いについて」（令和３年５月 25 日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）

参　考

（健Ⅱ106F）

令和３年５月２７日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事　殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

釜　萢　　敏

新型コロナワクチンの余剰が発生した場合の取り扱いについて

今般、厚生労働省より、各都道府県等衛生主管部（局）対し、標記の事務連絡がなされました。

本事務連絡では、接種予約がキャンセルされた等の理由で余剰となったワクチン接種の対象者については、地域の状況を踏まえ幅広く、接種券を保有していない者についても対象とするなど、柔軟な対応を検討するよう求めております。

また、接種券を保有していない者に接種する場合の工夫として、本人確認書類等で、氏名、生年月日、住民票上の住所、連絡先などの情報を記録しておくことが示されております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び関係医療機関に対する情報提供についてご高配のほどお願い申し上げます。

なお、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」の該当箇所等は追って改正されることを申し添えます。

現行の同手引きについては、自治体向けは「令和３年４月 16 日付（健Ⅱ46F)」、医療機関向けは、「令和３年４月 20 日付（健Ⅱ49F)」をご参照ください。

事　務　連　絡
令和３年５月２５日

各（都道府県／市町村／特別区）衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

新型コロナワクチンの余剰が発生した場合の取り扱いについて

標記について、下記のとおりといたしますので、管内の市区町村及び関係団体に周知いただくようお願いいたします。

なお、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」の該当箇所等は追って改正します。

記

新型コロナワクチンの接種予約がキャンセルされた等の理由で余剰となったワクチンについては、廃棄することなく、効率的に接種を行うこと。その対象者については、各自治体において、地域の状況を踏まえ、幅広い対象を検討することとし、また、接種券を保有していない者についても対象とするなど、柔軟な対応を検討し、判断すること。

接種券を保有していない者に接種する場合は、例えば、本人確認書類等で、氏名、生年月日、住民票上の住所、連絡先などの情報を記録しておくといった工夫を行うことなどが考えられます。